

グループホーム集い利用料金表(令和3年4月1日より変更)

①基本料金(日額)

負担割合	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	748 円	752 円	787 円	811 円	827 円	844 円
2割負担	1,496 円	1,504 円	1,574 円	1,622 円	1,654 円	1,688 円
3割負担	2,244 円	2,256 円	2,361 円	2,433 円	2,481 円	2,532 円

基本料金(月額)【1ヶ月30日で計算】

負担割合	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	22,440 円	22,560 円	23,610 円	24,330 円	24,810 円	25,320 円
2割負担	44,880 円	45,120 円	47,220 円	48,660 円	49,620 円	50,540 円
3割負担	67,320 円	67,680 円	70,830 円	72,990 円	74,430 円	75,960 円

②加算料金

負担割合	初期加算	医療連携体制加算(I)	サービス提供体制強化加算(I)	サービス提供体制強化加算(II)	若年性認知症利用者受入加算	口腔衛生体制加算
1割負担	30円/1日	39円/1日	12円/1日	6円/1日	120円/1日	30円/1月
2割負担	60円/1日	78円/1日	24円/1日	12円/1日	240円/1日	60円/1月
3割負担	90円/1日	117円/1日	36円/1日	18円/1日	360円/1日	90円/1月

- ★ 初期加算は入居日から30日間のみ加算
- ★ (I)現行の医療連携体制加算と同様
- ★ (II)看護職員を常勤換算で1名以上配置している事
- ★ サービス提供体制強化加算(II)は常勤職員の占める割合75%以上
- ★ 65歳未満の認知症高齢者
- ★ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上おこなっている場合
- ★ 要支援2は医療連携体制加算なし
- ★ 介護職員処遇改善加算(I)は介護保険請求額×11.1%の入居者負担割合に応じた額
- ★ 介護職員等特定処遇改善加算(II)は介護保険請求額×2.3%の入居者負担割合に応じた額

③介護保険外負担金(合計は1か月30日で計算)

項目	利用料金
居室料	1,600 円/1日
食材費	1,400 円/1日
光熱水費	15,000 円/1ヶ月
1ヶ月合計	105,000 円

例題

利用料は①と②と③の合計金額となります。(1か月30日の場合)

【例:要介護2の利用者の場合】

$$\text{①}23,610\text{円} + \text{②}5,730\text{円} + \text{③}105,000\text{円} = 134,340\text{円}$$

なお別途、日常生活での実費(理美容代、おむつ代等)が必要になります。